

資料 2

平成 25 年 4 月 1 日

戦略企画部 総務部

平成 2 5 年度 三重県経営方針

平成 2 5 年 4 月

三 重 県

目 次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| I | 平成 25 年度の三重県経営にあたって..... | 1 |
| 1 | 「平成 25 年度三重県経営方針」の位置づけ..... | 1 |
| 2 | 平成 25 年度における県政の考え方..... | 1 |
| II | 平成 25 年度の政策課題及びその展開方向..... | 2 |
| 1 | 平成 25 年度における政策展開のポイント..... | 2 |
| 2 | 「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組... | 4 |
| 3 | 社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組.... | 12 |
| III | 平成 25 年度の行政運営..... | 16 |
| IV | 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～ .. | 20 |

I 平成 25 年度の三重県経営にあたって

1 「平成 25 年度三重県経営方針」の位置づけ

「平成 25 年度三重県経営方針¹」は、平成 25 年度の三重県政を推進するにあたっての基本となる方針であり、「みえ県民力ビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」において起点となる P l a n（計画）に位置するものである。

2 平成 25 年度における県政の考え方

平成 25 年度は、極めて厳しい財政状況の中にあっても、「みえ県民力ビジョン・行動計画」やその他の計画等²に示した取組を着実に推進していくとともに、県民の皆さんにより一層の成果を届けていく。

そのため、「選択・集中プログラム」や紀伊半島大水害からの復旧・復興、社会情勢の変化等への対応に注力して取り組むほか、国が実施する緊急経済対策に対して、的確に対応する。

特に、平成 25 年度は、20 年に一度の神宮式年遷宮を迎えることや、地震、津波、風水害等への対応が喫緊の課題であること、児童虐待やいじめなどが深刻化していることなどを踏まえ、「選択・集中プログラム」等の取組を展開する中で、以下の諸課題に的確に対応する。

- 三重県のブランドカアアップ ～三重の魅力を大きく発信～
- 地域を守る ～防災・減災対策の推進～
- 子どもを守る ～児童虐待やいじめへの対応～

また、各施策の展開にあたっては、県民の皆さんの声や現場で発見した課題、みえ県民意識調査の結果などを十分踏まえ、目標達成に向けた戦略的な取組を一層推進する。

¹ 「平成 25 年度三重県経営方針」策定の経過：「平成 25 年度三重県経営方針」の策定にあたっては、平成 25 年度の政策課題等について知事と部局長等が議論する「秋の政策協議」や、新たな予算編成プロセスに基づいた予算協議等を経て、「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組を絞り込むとともに、社会情勢の変化等へ対応するために、特に注力する取組を定めた。

² 計画等の例：「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「みえ産業振興戦略」、「三重県新エネルギービジョン」、「みえの観光振興に関する条例」、「三重県観光振興基本計画」、「三重県行財政改革取組」など。

Ⅱ 平成 25 年度の政策課題及びその展開方向

1 平成 25 年度における政策展開のポイント

- 三重県のブランドカアアップ ～三重の魅力を大きく発信～
- 地域を守る ～防災・減災対策の推進～
- 子どもを守る ～児童虐待やいじめへの対応～

(1) 三重県のブランドカアアップ ～三重の魅力を大きく発信～

(主な取組)

- 神宮式年遷宮の好機を生かし、多くの皆さんに三重の魅力を知っていただくため、関係者と一体となった「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を実施し、全庁を挙げた観光PRを展開（新しい豊かさ協創⁴）
- 東京日本橋に「首都圏営業拠点」を設置し、三重県の認知度向上や三重県への誘客、県産品の販路拡大を推進するとともに、関西圏における営業機能を強化（緊急課題解決7、社会情勢の変化等）
- 熊野古道世界遺産登録10周年のプレイベントやキャンペーンの実施などによって東紀州地域の情報を積極的に発信（南部地域活性化）
- 文化会館、図書館、美術館など「文化交流ゾーン」を構成する県立の施設等が連携し、「伊勢」をテーマにしたシンポジウム、展覧会、演劇などのさまざまな取組を実施（社会情勢の変化等）



(2) 地域を守る ～防災・減災対策の推進～

(主な取組)

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定するとともに、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を抜本的に見直すなど、総合的な防災・減災対策を推進（緊急課題解決1）

³（ ）内は、「選択・集中プログラム」（緊急課題解決プロジェクト、新しい豊かさ協創プロジェクト、南部地域活性化プログラム）及び「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」における記述箇所を示す。

- 紀伊半島大水害により被災した施設の1日も早い復旧に向けた取組を推進（社会情勢の変化等）
- 河川堆積土砂の撤去や河川・砂防・海岸施設の整備など、自然災害による被害を拡大させないための取組を推進（社会情勢の変化等）
- 計画的かつ効果的な修繕・更新のため、公共土木施設等の老朽化による劣化の状況を点検（社会情勢の変化等）

（3）子どもを守る ～児童虐待やいじめへの対応～

（主な取組）

- 児童虐待防止のため、職員の大幅な増員、組織体制の強化、情報共有の仕組みなどの整備を行い、法的対応と介入型支援を強化するとともに、市町の相談体制の一層の充実に取り組む（社会情勢の変化等）
- いじめの未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、相談体制を充実させるとともに、学級満足度調査を活用し、子どもたちの問題解決能力の育成を図る（新しい豊かさ協創1、社会情勢の変化等）
- 体罰等の実態把握と早期対応、再発防止の取組を実施（社会情勢の変化等）
- 子どもを通学路における危険から守るための交通安全施設や防犯施設等の充実・整備（社会情勢の変化等）

2 「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組

(1) 緊急課題解決プロジェクト

(緊急課題解決1)

命を守る緊急減災プロジェクト

東日本大震災の発生以降、南海トラフを震源とする巨大地震への対応など、防災・減災対策の強化が求められている。しかし、県民の危機意識が時間の経過とともに薄れつつあることから、防災対策を特別な活動として取り組むのではなく、日々の生活と一体的に取り組む「防災の日常化」の定着を図ることが重要である。

このことを踏まえ、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を抜本的に見直すとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これらを「災害に強い三重づくり」の共通指針として、取組を着実に推進する。

また、地震被害想定調査の結果を踏まえた石油コンビナート防災アセスメント調査を実施するとともに、紀伊半島大水害で明らかになった課題を踏まえ、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しを進める。

さらに、市町の新たな減災計画による取組を支援するほか、これまで育成してきた防災人材が地域の核として活躍できるよう、「育成から活用へ」を主眼とした防災人材育成・活用の新たな取組を展開する。そうした取組を通じて、学校における「防災ノート」の活用などによる防災教育を一層推進するとともに、平成24年度に実施した「津波避難に関する三重県モデル」及び女性や災害時要援護者の視点に立った「避難所運営マニュアル策定指針」の地域への水平展開を進める。

加えて、木造住宅及び公共施設等の耐震化や災害医療対応マニュアルに基づく災害医療体制の充実を図る。

また、海岸堤防の脆弱箇所への対策を、国の補正予算も活用しながら加速させる。このほか、津波浸水が予測される区域における河川堤防等の脆弱箇所への対策に着手するとともに、防潮扉の動力化や水門の遠隔操作化、避難路等の整備などに取り組み、総合的な防災・減災対策を推進する。

(緊急課題解決2)

命と地域を支える道づくりプロジェクト

自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予想され、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれている。また、集積する産業や魅力ある観光など地域を支える幹線道路等の整備が求められている。

このため、平成25年度の供用開始予定となっている紀勢自動車道（紀伊長島～海山）、熊野尾鷲道路（三木里～熊野大泊）や第二伊勢道路等の

整備を進める。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンクとなっている未事業化区間（熊野大泊～新宮）の早期事業化を図る。

交通需要への対応と交通渋滞の解消、災害時の緊急輸送や代替ルート確保に向け、**新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進**を図る。

（緊急課題解決3）

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

平成24年度策定の「三重県保健医療計画（第5次改訂）」に基づき、医療従事者の確保やがん対策、救急医療対策、在宅医療等の取組を進める。

特に、三重県地域医療支援センターにおいて、三重大学や医療機関等と連携して総合診療医を含む内科・外科等における後期臨床研修プログラムを作成することを通じて、**若手医師がへき地や医師不足地域を含む県内の複数医療機関をローテーションしながらキャリア形成する仕組みづくり**を進める。また、医療機関等が行う指導医の確保・育成や子育て医師等の復帰支援等の取組を促進する。

看護職員も依然として不足していることから、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置や就労環境改善のためのアドバイザー派遣、研修会の実施などの取組を促進することにより、**看護職員の離職防止、復職支援**を図る。

また、できる限り住み慣れた自宅や地域で療養生活を送ることができるよう、在宅医療の充実を図るため、**市町の在宅医療連携体制の構築に向けた取組に対して支援するとともに、県民に対して在宅医療・在宅看取りの普及啓発を実施**する。

さらに、がん対策のより一層の推進を図るため、「三重県がん対策戦略プラン第2次改訂」（平成24年度策定）に掲げる諸施策を、さまざまな主体の参画のもと着実に実行するとともに、**がん対策の推進に関する条例の制定**に取り組む。

（緊急課題解決4）

働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト

産業・労働・教育の3つの分野の連携による「三重県キャリア教育支援協議会（仮称）」を設置し、**若者の就労と企業等の人材確保を支援**する。

特に、若者を取り巻く雇用環境については、求人と求職のミスマッチによる早期離職が課題となっていることから、産学官が連携し、企業と学生の相互理解と就職・定着を図るため、長期インターンシップなどの実践的な就業体験プログラムを実施するなど学生の就業体験の機会を充実する。

また、新たに設置する首都圏営業拠点を活用したUターン就職への支援など若者と企業等とのマッチング機会を充実するとともに、ビジネスマッチング等による三重の若手経営者と首都圏の企業家との出会いの場の構築などといった人的ネットワークづくりを進める。

さらに、出産や育児等を契機に離職した女性の就労を促進するため、相談会やセミナー、女性経営者を交えたサロンを開催する。

加えて、福祉・介護職場等の人材ニーズに応じた福祉人材センター専門員による求職者と事業者等とのマッチング支援や情報提供の充実等に取り組む。

(緊急課題解決5)

家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

子どもの健全な育成に必要な自己肯定感を高めるには、周りの大人の関わり方の影響が大きいことが指摘されている。こうした中、県内の児童虐待相談件数の増加や家庭の養育力の低下など、子どもを取り巻く環境には課題が山積していることから、身近な地域社会全体で子育て家庭を応援する取組のより一層の推進が求められている。

このため、新たに市町等と連携して、「みえの子育ちサポーター」の各地域での活動促進を図るとともに、企業等と協力して、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大と地域ごとの自主的な活動の推進に向けた取組情報の共有や会員同士の交流の場づくりを行う。

また、子育て中の親の悩みの共有や親同士のつながりを促進するため、参加体験型のプログラム「親なびワーク」を児童虐待未然防止の観点も踏まえて、乳幼児を持つ親を重点的な対象としてリニューアルする。

平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、市町の保育・放課後対策等を充実するとともに、新たな子ども・子育て支援機能の構築を図るための三重県版子ども・子育て会議を設置して取り組む。

さらに、虐待を受けた児童など、社会的養護が必要な児童については、できる限り家庭的な環境の下で養育し、特定の大人との愛着関係の形成を育むことが必要であることから、「三重県社会的養護のあり方検討会」での議論を踏まえ、里親委託の促進や児童養護施設の小規模ケア化など、家庭的ケアを推進するための環境整備に取り組む。

(緊急課題解決6)

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

障がい者の工賃アップに向けて、福祉事業所産品等に関する実態調査の結果を踏まえ、経営コンサルタントを活用した福祉事業所の経営意識の向上や作業改善等の取組を進めるとともに、共同受注窓口によるさらなる受

注拡大に取り組む。

また、「三重県雇用創造懇話会」での意見や企業が障がい者を雇用する際の課題を踏まえ、企業等における障がい者雇用が促進され、県民総参加での障がい者雇用の促進につながるよう、**産業界や労働界、行政等関係機関、専門家等により、障がい者雇用の理解促進、授産品の販路拡大等を行う新たな仕組みづくりの検討を進める。**

さらに、子どもの発達支援の充実に向けては、引き続き、医療、福祉、教育と連携した取組を進めるとともに、総合拠点としての「**こども心身発達医療センター（仮称）**」の整備に向けた**工事を進める**。あわせて、同センターに併設して、県内の発達障がい児、肢体不自由児等の教育支援の拠点となる特別支援学校の新設に向けて、準備を進める。

加えて、障がいのある子どもたちの早期からの途切れのない支援体制の充実に向け、「パーソナルカルテ」の推進強化市町を拡大し、その作成と活用を進める。

(緊急課題解決7)

三重の食を拓く「みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

三重県の強みである「食」の魅力等を生かした「もうかる農林水産業」の実現をめざす、産学官連携による「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した各プロジェクトが成果をあげつつあることから、さらなるプロジェクトの創出や県外からの来訪者を意識した商品づくりに取り組む。加えて、商品化等に向けた研究成果の活用や戦略的なブランドづくりなどを一層進めることで新たな三重の「食」を開拓し、**県内農林水産業を牽引していく売れる新商品の開発を強化**する。

また、首都圏営業拠点を核にした首都圏及び関西圏において、戦略的な営業活動等を展開し、三重の認知度向上を図りつつ、県産品の情報発信やブラッシュアップにより販路開拓等をさらに強化する。

さらに、農林水産資源の高付加価値化に向けた地域の自立的な取組を促進するため、**地域活性化プラン等の策定地域の拡大**や実践に向けた支援に取り組む。

(緊急課題解決8)

日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト

三重県を強じて多様な産業構造とするために策定した「みえ産業振興戦略」の具体的な展開を進める。このため、県内中小企業の外部連携や海外展開が進んでいない実情を踏まえ、特に中国・ASEAN諸国等への取組を強化するなど、**県内中小企業が取り組む海外展開を支援する。**

また、県内外からの積極的な投資を促進するため、**金融機関や商社との連携による企業誘致体制の充実・強化**を図る。さらに、県内企業の再投資や県内外からの新たな投資を呼び込む仕組みとして「マイレージ制度」を活用し、新たな成長分野であるクリーンエネルギー分野やライフイノベーション分野の企業や外資系企業、マザー工場、研究施設など、高付加価値創出型施設の誘致に取り組む。あわせて、地域経済への波及効果が高い集客交流施設など、サービス産業の誘致を推進するとともに、研究者や技術者など「人材の誘致」にも取り組む。

さらに、県内中小企業の付加価値を高め、販路拡大を促進するため、産学官連携を県内外の地域を巻き込んだローカル・トゥ・ローカルの取組まで広げ、ものづくり技術と地域資源との融合による新たなビジネスの創出等につなげていくとともに、地域資源のブランド化をめざす事業者とクリエイター等とのマッチング機会の創出に取り組む。加えて、中小企業や小規模事業者が環境変化に柔軟に対応し、競争力を維持していくことができるよう、また、地域の経済・社会・雇用を支える存在として今後も重要な役割を果たすことができるよう、「**三重県中小企業振興条例（仮称）**」の制定に向けた検討を進める。

(緊急課題解決9)

暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト

依然として野生鳥獣による農林水産被害に歯止めがかからないことから、市町による集落リーダーの育成や組織化など**獣害につよい地域づくり**を進めるとともに、鳥獣被害対策実施隊等における捕獲者の確保など**地域の捕獲力を強化**する。また、市町や企業等と連携した**大量捕獲技術の開発**や捕獲体制の広域連携等に取り組む。

さらに、**外食産業等と連携した新たな商品化の実現**など獣肉の一層の利活用に向けた成果が生まれつつあることから、企業等と連携した新商品の開発やレストラン等での新メニューへの活用促進に加え、**品質や供給量の安定確保のための解体処理施設整備の支援**や解体処理から加工・販売等に至る**獣肉の処理・供給体制づくり**を進める。

(緊急課題解決10)

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

地域の暮らしの安全・安心を確保するため、過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）について、産廃特措法による国の支援を受けて、**環境修復事業**を実施していく。緊急対策等に着手済みの2事案（桑名市五反田、四日市市内山）も含め、平成25年度には4事案全てにおいて本格的に着手し、実施計画に基づいて適切な事業の進捗を図っていく。

また、新たな不適正処理事案を発生させないよう、産業廃棄物の排出量が多い事業者に対して**電子マニフェストの利用や優良産廃認定業者の活用促進**について重点的に働きかけるとともに、産業廃棄物の処理実績が多い処理業者に対しても優良認定の取得を働きかけることなどにより、**不法投棄を許さない社会づくり**を進める。

(2) 新しい豊かさ協創プロジェクト

(新しい豊かさ協創1)

未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト

全国学力・学習状況調査の結果等により、三重県の子どもたちは全国と比べて読解力や表現力が弱い、家庭学習の時間が短いなどの課題が明らかになったことから、学校・家庭・地域が一体となって、読書活動の充実を図るとともに、ワークシートを活用した家庭学習を促進するほか、「まなびのコーディネーター」を活用し、地域の教育力を生かした「みえの学び場づくり」を行うなど、**子どもたちの学力向上に向けた県民総参加による取組**を着実に進める。

また、図書館司書の有資格者を小中学校へ派遣することにより、学校図書館を活用した授業を支援するとともに、**授業改善モデルの実践研究等による教職員の授業力の向上**を図る。

さらに、コミュニティ・スクール等の導入や、地域住民の知識・技能を活用した学習支援活動等が平成27年度には全市町で実施・定着されるよう、**地域に開かれた学校づくり**を推進する。

(新しい豊かさ協創2)

夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト

本県で開催される平成30年の全国高等学校総合体育大会、平成33年の国民体育大会に向けた準備を、市町や競技団体と連携して進めるとともに、トップアスリートの育成及び優れた指導者の養成や確保のために、「**三重県競技力向上対策基本方針（仮称）**」の策定や、新たに「**三重県競技力向**

上対策本部（仮称）」の設置などにより、**本県競技力の一層の向上**を図る。

また、同じく本県で開催される平成 33 年の全国障害者スポーツ大会に向けて、これまで三重県に設立されていなかった競技団体の結成や専門的な知識を有するスポーツ指導員・コーチの養成を行う。

さらに、スポーツを通じた地域の活性化を進めるため、さまざまな主体で組織する「みえのスポーツ・まちづくり会議」での議論を生かし、地域づくりや観光振興につながる**スポーツイベント等へメディカルサポートやトップアスリートを派遣する等の支援**を行うとともに、県民の方々が主体的に広くスポーツを支える「みえのスポーツ応援隊」（スポーツボランティアバンク）の充実を図る。

（新しい豊かさ協創3）

スマートライフ推進協創プロジェクト

「三重県新エネルギービジョン」の具現化を図るという観点から、防災対策、観光振興、健康・医療など地域のニーズや課題と、環境・エネルギー技術とを結び付けるため、「みえスマートライフ推進協議会」のもと、「グリーンイノベーション推進部会」、「新エネルギー導入部会」、環境・エネルギー技術の活用によるまちづくりを目的とした「地域モデル検討部会」を設け、**モデルプロジェクトを推進**し、産業振興等に生かしていく。

具体的には、次世代型コンビナートをめざす「バイオリファイナリー研究会（仮称）」や、中小企業の環境・エネルギー関連分野への参入を促進するための「エネルギー関連技術研究会」において関連産業の振興を図る。また、スマートアイランドをはじめとする沿岸部、市街地、中山間地の地域モデルや、メガソーラー、木質バイオマス、EVなどについて、市町や企業等と連携して、新エネルギーの創出や新しいビジネスモデルの創出、低炭素なまちづくりに結び付けるための調査研究、開発支援等に取り組む。

（新しい豊かさ協創4）

世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト

神宮式年遷宮や熊野古道世界遺産登録10周年を契機に、三重県への誘客拡大をめざし、関係者と一体になって「**三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～**」を3年間実施する。

キャンペーンでは、周遊パスポートや5つの地域部会におけるイベント、おもてなしなどにより周遊性、滞在性の向上を図り、三重ファンやリピーターを増やす。

また、遷宮や古事記など共通テーマを活用し、島根県や奈良県等との連携による情報発信に取り組むとともに、三重県営業本部等と一体となり、全庁を挙げて三重の魅力を情報発信していく。

さらに、海女や忍者をはじめとする三重県が世界に誇る観光資源の情報発信に地域と連携して取り組む。

海外からの誘客については、「2013 日台観光サミットin三重」が平成25年5月に志摩市で開催されることから、「重点強化期間」として、台湾への観光PR、誘客活動を集中的に行うとともに、多様なネットワークの構築を通じて県内中小企業と台湾企業との連携につなげていくなど、台湾との連携・交流に取り組む。

(新しい豊かさ協創5)

県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、幅広い層の県民の皆さんが、主体的に社会や地域の活動に参画するための支援や場づくりなどに取り組んでいる中で、さらに活動の質的向上を図るとともに、さまざまな主体の参画が求められている。

このため、地域の皆さんと学生が地域の課題について意見交換や具体的な取組を行う「学生」×「地域」カフェの開催、大学生ボランティアによる少年の立ち直り支援活動等の展開、大規模災害発生時に外国人住民を含むさまざまな主体と協力して多言語で支援を行う環境づくりなどに取り組む。また、「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」(平成25年3月策定)を活用し、さまざまな主体との「協創」を推進するほか、「美し国おこし・三重」における**県民力拡大プロジェクトイベント等の開催**などにより、県民による「協創」の地域づくり、社会づくりを進める。

(3) 南部地域活性化プログラム

県南部地域では、生産年齢人口の減少、過疎化等が進行し、地域の活力が低下していることから、若者の雇用の場の確保や定住の促進に向け、第一次産業の担い手確保や、高校生を対象に地域との関わりを通して次代の地域を担っていく人材育成等について、**南部地域活性化基金を幅広く活用**し、関係市町とともに取組を進める。

紀伊半島大水害からの復興に向けて、神宮式年遷宮や高速道路の概成の契機を生かし、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年の**イベントやキャンペーンを実施**するなど東紀州地域の積極的な情報発信に取り組むとともに、熊野古道世界遺産登録10周年事業の準備を着実に進める。

また、新たに設置した「地域活性化局」が本庁の南部地域活性化局と連携し、南部地域の活性化に取り組む。

3 社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組

(1) 紀伊半島大水害を踏まえた自然災害への緊急的な対応

集中豪雨が多発するなど自然災害への脅威が高まっていることから、紀伊半島大水害の経験も踏まえ、県民の皆さんの不安を払拭するための緊急的な取組を進める。

具体的には、紀伊半島大水害により被災した施設の1日も早い復旧に向けた取組を進めるほか、市町からの要望が極めて高い河川堆積土砂の撤去や、河川・砂防・海岸施設の整備など、自然災害による被害を拡大させないための取組に特に注力する。

(2) 社会情勢の変化への対応及び新たな仕組みの構築

(子どもを守る取組)

県内の児童虐待相談件数が増加している中、昨年は2件の児童虐待死亡事例が発生しており、児童虐待を防止する観点から、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの保護などに、よりの確に対応する必要がある。

このため、三重県児童虐待死亡事例検証委員会における検証を踏まえ、**職員の大幅な増員、組織体制の強化、情報共有の仕組みなどの整備を行い、法的対応と介入型支援の強化を図るとともに、市町の相談体制の一層の充実**に取り組む。

具体的には、児童相談センターに、弁護士や警察職員等を配置した専門組織を新設し、児童相談所が実施する法的対応や介入型アプローチに関する専門的な支援を行う。また、一時保護など援助方針の判断の的確性を高めるため、アセスメントツールの開発を行うとともに、虐待事例のリスク情報を共有化できるシステムの導入を行う。さらに、市町の人材育成等を支援するための専門チームを新設し、市町へのアドバイザー派遣、巡回相談を行うとともに、相談内容を適正に管理する児童相談記録システムの導入を支援する。

また、児童相談所に保健師等の増員を行い、市町等における母子保健の取組との連携を強化するとともに、相談体制を充実する。本庁には、「子ども虐待対策監」を新たに設置し、児童相談センターと連携して危機管理対応や市町支援を行う。

こうした取組により、三重県全体の児童虐待防止対策の強化を図る。

深刻化するいじめの未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりをさらに推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、相談体制を充実させると

ともに、学級満足度調査⁴を活用した学校全体での学級集団づくりによる子どもたちの問題解決能力の育成や、学校、保護者、地域住民等が一体となり中学校区単位で子どもたちを支える子ども支援ネットワークの構築及び活用を進める。

また、電話相談等による**体罰等の実態把握と早期対応に努めるとともに再発防止**に取り組む。あわせて、運動部活動については、教員や外部指導者を対象とした講習会等の開催により、体罰をはじめとした運動部活動の課題に対する見識を深め、指導者の資質や指導力の向上を図る。加えて、「子ども安全対策監」を設置し、いじめ等問題行動の解消に向けた対応や学校・市町教育委員会の早期対応への支援、いじめ・体罰などにより専門的な支援が必要な児童生徒への対応を進める。

生活保護世帯、ひとり親家庭、児童養護施設の子どもたちが主体的に学び、自ら課題を乗り越える力を引き出すため、大学生等のボランティアなどによる学習支援を行う。

さらに、他府県において、多数の通学児童等が死傷する交通事故や児童が略取・監禁される凶悪事件が相次いで発生しており、通学路等の一層の安全確保が課題となっていることから、子どもを通学路における危険から守るため、**交通安全施設や防犯施設等の充実・整備**に取り組む。

(公共土木施設の着実な維持管理に向けた対応)

笹子トンネル事故を契機にクローズアップされている公共土木施設の老朽化に関し、本県が管理する道路、河川、砂防等の施設でも、他の都道府県と同様、その老朽化が進行している状況にある。

このため、こうした公共土木施設等について、国の補正予算を活用しつつ、**老朽化による劣化の状況を点検**し、計画的かつ効果的な修繕・更新に取り組んでいく。

(ライフイノベーションの推進)

「みえライフイノベーション総合特区」(平成 24 年度指定)を活用し、画期的な医薬品等の創出、県内への企業や研究機関の立地等を促進することにより医療・健康・福祉産業を振興し、県内経済の活性化等を図る。このため、新たにライフイノベーションに関する施策を総合的に推進する課を設置するとともに、県内の産学官民が連携して、**医療データベースの構築や研究開発支援拠点の整備・運営**などに取り組む。

⁴学級満足度調査:学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級の状況を調べるもの。この調査結果から、学級生活において支援の必要な児童生徒を把握するとともに、学級全体の状況も把握する。

(三重県営業本部の展開)

三重県の魅力を前面に打ち出した営業活動を戦略的に進めるため、平成 25 年夏に、東京日本橋に「首都圏営業拠点」を設置する。

首都圏営業拠点では、これまで首都圏で築いてきたネットワークの活用・拡大、目的・ターゲットを明確にした戦略的な営業活動を推進するとともに、関西圏においても、ネットワークの強化を図り、「打って出る営業活動」を展開することで、三重県の認知度向上や三重県への誘客、県産品等の販路拡大につなげる。

特に、首都圏においては、「三重フェア」などの開催、三重ファンを獲得するための講座やセミナーなどを通して、首都圏全体での情報発信を行うとともに、コアな三重ファンの拡大、応援店舗・企業の拡大などに取り組む。

また、東京日本橋にアンテナショップを設置している奈良県、島根県との連携を推進するため、遷宮や古事記などを共通テーマにした PR を行う。

(新しい文化振興方針の策定と新県立博物館の整備)

平成 19 年度に策定した「三重の文化振興方針」について、グローバルな視点や教育、産業、観光などの他分野との連携といった幅広い観点から検討を行い、10 年先を見据えた新しい指針を策定する。

また、平成 26 年春の新県立博物館開館に向け、展示製作、情報システムの構築などの施設整備を行うとともに、MMM(みえマイミュージアム)プロジェクトなど県民参加型の取組を通して、“みんなでつくる博物館”のための組織や運営の仕組みを構築する。

さらに、20 年に一度の神宮式年遷宮の機会をとらえ、文化会館、図書館、美術館など「文化交流ゾーン」を構成する県立の施設等が「伊勢」をテーマにシンポジウム、展覧会、演劇などのさまざまな取組を行うなど、事業、運営の両面から「文化交流ゾーン」の連携強化に取り組む。

(木曾岬干拓地の将来構想の検討)

長期未利用状態であった木曾岬干拓地にメガソーラーが設置されることを契機に、事業者や関係市町等と連携して周辺地域の活性化検討を進める。

また、木曾岬干拓地の今後の有効利用を図るため、県と関係市町で構成する木曾岬干拓地土地利用検討協議会において、平成 25 年度中には木曾岬干拓地全体の土地利用の方向性を定め、平成 26 年度には土地利用計画が策定できるよう検討を進める。

(みえ森と緑の県民税導入の準備)

紀伊半島大水害を踏まえ、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、平成 26 年 4 月から導入する新たな税の円滑な導入に向けて、市町との連携を図るとともに、県民への周知に取り組む。

(3) 国の緊急経済対策への的確な対応

国が実施する「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」)に対し、県として的確に対応する。実施にあたっては、既に計画されている取組の進捗を図るとともに、地域のニーズや顕在化した課題に対応した、真に必要な事業に注力して取り組む。

具体的には、「復興・防災対策」に対応して、老朽化が進む道路・河川等の施設点検や、河川、海岸、道路、ため池、山林、漁港等の地震・津波、風水害等にかかる防災・減災対策に取り組む。

また、「成長による富の創出」に対応して、高速道路等のアクセス道路の整備や渋滞対策を進めるとともに、中小企業・小規模事業者対策、農林水産業の新規就業者の確保や新商品の開発、木質バイオマスの利用促進などに取り組む。

さらに、「暮らしの安心・地域活性化」に対応して、緊急雇用創出事業を活用した雇用創出、農林水産業の基盤整備や公共施設の木造化、通学路の交通安全対策などに取り組む。

Ⅲ 平成 25 年度の行政運営

(1) コンプライアンスの徹底

港湾改修工事にかかる不適正な事務などにより、県民の皆さんの県政全体に対する信頼を大きく損なったことから、早期の信頼回復に向けて、法令遵守・公務員倫理などコンプライアンスの徹底、危機意識の向上などに真正面から取り組むことが求められている。

このため、「コンプライアンス推進監」を設置し、信頼される公務員としてのあり方をしっかりと職員に浸透させる取組を実施するとともに、フラット制による個人単位の業務体制を改め、チェック担当者、決裁者を増やすなど、組織内でお互いに確認し合える業務体制を再構築し、引き続き、全庁的にコンプライアンスの確立に取り組んでいく。

(2) 三重県行財政改革取組の推進

(「三重県行財政改革取組」の着実な推進)

「三重県行財政改革取組」で掲げた具体的取組については、「ロードマップ」で示した工程に基づき、引き続き適切な進行管理を行い、全庁的な推進を図るとともに、特に、「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による政策推進、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく外郭団体等の見直し、ネーミングライツ等による多様な財源確保策の導入などについては、平成 25 年度に着実な成果を出せるようにさらに取組の推進を図る。

(「三重県職員人づくり基本方針」による人材育成)

県政運営をよりの確に推進していくためのベースは「人」であり、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力をもった人材を育成することが求められている。

このため、「みえ県民カビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」「職員力の向上」などの考え方を踏まえ、「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」をめざす「三重県職員人づくり基本方針」（平成 24 年 12 月策定）に基づき、人材育成をこれまでの「職員任せ型」から組織の「積極関与型」へ見直すとともに、若手職員等を指導する OJT リーダー（班長等）の設置、各部局ごとに若手・中堅職員が政策課題等を検討、実践するジュニアボードの設置など仕事を通じた人材育成機能の充実などに取り組む。

また、この「三重県職員人づくり基本方針」では、港湾改修工事にかかる不適正事務等の反省を踏まえ、コンプライアンス意識の向上に関する取組を定め、高い倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行できる、県民の皆さんから信頼される人づくりをめざす。

（「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による県民に成果を届けていく県政運営）

予算要求・年間計画策定・進捗管理・事業評価・事業見直しなど、さまざまな場面で必要とされる情報を一元的に管理する「オールインワンシステム」を主要なツールとして、成果レポートなどの評価等を踏まえて、改善を検討する場と位置づけた「政策協議」を経て、施策等の取組方向や次年度の経営方針・予算編成などに的確につなげていく「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の本格的な運用を開始し、「みえ県民カビジョン・行動計画」に掲げた各施策等の目標を着実に達成し、県民に成果を届けていく県政運営を進める。

（広聴広報の充実による県政の質の向上）

「三重県広聴広報基本方針」（平成 25 年 2 月策定）に基づき、県民との相互理解と信頼関係を深め、県政の質を向上させていくため、県民とのコミュニケーションツールとしての広聴広報活動の充実を図るとともに、職員一人ひとりの広聴広報意識の向上に全庁挙げて取り組む。

平成 25 年度を、三重の魅力を大きく発信していく絶好の機会としてとらえ、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」をはじめとした県の事業や県政情報を、インターネットのソーシャルメディアや、地上デジタル放送におけるデータ放送など、さまざまな広報手段をフルに活用し、積極的に県内外へ発信していく。

また、県民の声相談やトーク事業など、さまざまな広聴ツールを活用して県民の声を幅広く収集し、県民の意見やニーズを県政に反映するよう努める。

（3）平成 25 年度の予算及び組織

（本県の財政状況）

平成 25 年度の財政見通しは、歳入面では法人の経営状況の改善が見込まれるものの、欠損金の繰越控除制度などの影響もあり、県税収入の大きな伸びは期待できないものと見込んでいる。一方、歳出面では、社会保障関係経費や公債費が増加する見込みとなっており、厳しい財政状況となっている。

平成 26 年度以降においても、社会保障関係経費と公債費があわせて毎年 100 億円程度ずつ増加し、義務的経費の増大が見込まれていることから、本県の財政状況は、今後、さらに一層厳しい状況となっていく。

(平成 25 年度当初予算のポイント)

平成 25 年度当初予算は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の 2 年目として、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、「平成 25 年度三重県経営方針（案）」を踏まえて、編成した。

あわせて、国の緊急経済対策を活用し、緊急かつ集中的に取り組むべき防災対策等を積極的に実施するため、平成 24 年度 2 月補正予算と一体的にとらえた 14 ヶ月予算として編成した。

また、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源を柔軟に無駄なく配分するため、新たな予算編成プロセスのもと、施策別財源配分制度の廃止・知事と部局長による協議の充実等を通じて、注力すべきものには注力する一方で、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を図った。

とりわけ、「平成 25 年度三重県経営方針（案）」において、社会情勢の変化等に対応するため特に注力して取り組むこととした事業については、別枠で予算を確保するなど、下記の諸課題に的確に対応していく。

- ① 三重県のブランド力アップ ～三重の魅力を大きく発信～
- ② 地域を守る ～防災・減災対策の推進～
- ③ 子どもを守る ～児童虐待やいじめへの対応～

一方、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制するとともに、総人件費の抑制を図るなど、財政健全化への取組を進める。

【参考】

○予算規模

- ・平成 25 年度当初予算（一般会計）は、対前年度当初予算比 0.8%増の 6,749 億円で 2 年ぶりのプラス予算（平成 24 年度 2 月補正予算（基金積立金除き）をあわせた 14 ヶ月予算では、3.8%増の 6,945 億円）。
- ・義務的経費は、対前年度当初予算比 0.9%増の 4,175 億円。
- ・投資的経費は、対前年度当初予算比 0.5%増の 1,092 億円（平成 24 年度 2 月補正予算をあわせた 14 ヶ月予算では、18.3%増の 1,286 億円）。

○財政健全化への取組

- ・将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制し、平成 24 年度当初予算における計上額から 7.2%減の 641 億円（平成 24 年度 2 月補正予算を含む）を計上。
- ・一般職給与費については、本県独自の給与の特例的な減額措置は終了するものの、実質ベースで平成 24 年度当初予算額以下。

(平成 25 年度組織改正等のポイント)

本庁組織について、新たな行政需要への対応など、必要に応じて、所要の改正を行うとともに、地域機関については、限られた行政経営資源の中で、県民サービスの視点や地域の特性を踏まえた見直しを実施し、県組織全体として、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を的確に推進していくことをめざす。

特に、三重県のブランド力アップ及び県民の安全・安心等について、重点的に体制整備を図っていく。

- 三重県のブランド力アップー三重県営業本部の展開ー
「首都圏営業拠点運営総括監」の新設、「関西事務所」の設置により、三重県営業本部の機能強化を図る。
- 地域を守るー地域における防災・危機管理機能強化ー
「地域防災総合事務所」及び「地域活性化局」を設置し、各地域に設置する「危機管理地域統括監」を所長及び局長が兼務することにより、地域での防災・危機管理機能を総合的に発揮することをめざす。
- 子どもを守るー児童虐待やいじめへの対応ー
 - ・児童相談センターに「法的対応室」及び「市町支援プロジェクトチーム」を、本庁に「子ども虐待対策監」を新設し、児童虐待の防止のために、体制を強化する。
 - ・教育委員会事務局に「子ども安全対策監」を新設し、いじめ・体罰等への対応を図る。
- 地域、産業振興の推進
南部地域の活性化、ライフイノベーションの推進、障がい者雇用の推進、農林水産業の振興のため、所・局の設置、職の新設、課の再編等により、体制強化を図る。
- コンプライアンスの向上
総務部に「コンプライアンス推進監」を新設するなど、コンプライアンスの向上のための体制見直しを図る。
- その他地域機関の見直し
保健・福祉サービスのよりの確な提供のため、保健福祉事務所の組織を廃止し、「保健所」と「福祉事務所」に分離する。
- 組織運営の見直し
「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、新たな人材育成に取り組んでいくこととあわせて、現行のフラット制による組織運営を見直す。
今後は、本庁に「課長補佐」「班長」「班長代理」、地域機関に「課長代理」の新たな職を設置し、業務実施の基本を「個人」から「組織」に改め、求められる人材の育成をめざすとともに、チェック機能の強化を図る。

IV 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

心得1：まず目線を変える

- **自らも県民。** 県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのものに集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。
※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、**県民の皆さんと「協創」を。**
- **市町は、**住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、**決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。**
- 県内や組織内のみの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
- かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。
- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切にする。

心得3：現場とスピード感を重視

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来の行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省くべきではないが、何事もスピード感を持って対処。併せて、タイミングを逸してはならない。100点の方法であってもタイミングを逸すれば0点と同じ。70点の方法であってもタイミングが合っていればベストの方法となる。

心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「部局益を忘れ、県益を想え」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためになっているかという視点で自分を見つめ直す。

※ 「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非ずというなかれ、自分の仕事であるといつて争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。：佐々淳行著『平時の指揮官・有事の指揮官』より引用

- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。職員間のコミュニケーションを活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常にコンプライアンスを意識し、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「変えてはいけないこと」、「変えてもいいこと」、「変えなくてはいけないこと」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「変えなくてはいけないこと」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、
①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）、
②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）、
③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）
につなげる。この「3P I運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。